

トリチウム汚染水の海洋放出に断固反対!!

東京電力は2021年12月21日付のHPで『本日、ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設の基本設計等について、「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画変更認可申請書」を原子力規制委員会に申請いたしました。今後、原子力規制庁が行う審査に真摯に対応してまいります。

なお、本申請に先立ち、昨日、福島県、大熊町及び双葉町に対し、福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定※1に基づき、「事前了解※2 願い」を提出しております。』と発表しました。

また、東京電力は、これに先立ち12月20日、県及び大熊・双葉の両立地町に「事前了解願い」を提出しました。

トリチウム汚染水の海洋放出は、漁業関係者をはじめ、原発事故からの復興に取り組んできた県民の懸命な努力を無にしています。

国は、2021年4月、「2015年8月に国と東京電力が漁業関係者と交わした『関係者の理解無くしては如何なる処分もしない。』との約束」を反故にして海洋放出を決定し放出用トンネル計画を進めています。

汚染水の海洋放出は、大気や水など地球環境で大きな影響を与え、漁業はもちろん産業に多大な被害をもたらします。

海水で希釈するとしていますが、「微量でも放射能」です。放射性物質が存在することが問題なのです。汚染水にはトリチウムの他、完全に除去できない物質も含まれています（全ての放射性物質は未公表。）。

「風評被害の賠償」は当然ですが、私たちは「漁業を無くすな！安全に暮らせる生活を！」と言っているのです。生活と県内の全産業に大な被害をもたらす、**トリチウム汚染水海洋放出に反対し続けよう!!**

* 日弁連、海洋放出反対意見書を総理大臣、関係閣僚、関係機関に提出！ *

日本弁護士連合会は2022年1月26日「福島第一原子力発電所事故により発生した汚染水等の処理について海洋への放出に反対する意見書」を、内閣総理大臣・経済産業大臣・環境大臣・原子力規制委員会委員長に提出しました。

福島第一原子力発電所事故により発生した汚染水等の処理について海洋への放出に反対する意見書

2022年(令和4年)1月20日
日本弁護士連合会

意見の趣旨

国及び東京電力ホールディングス株式会社は、東京電力福島第一原子力発電所において発生した汚染水等の処理について、海洋への放出ではなく他の方法を検討すべきであり、当連合会は、海洋放出することについて反対する。

結 語

ALPS処理水の海洋放出は、その安全性に疑問があり、また、非現実的な廃炉方針を前提にしていることや代替案の検討が十分でないことに鑑みると、その必要性についても大きな疑問があると言わざるを得ない。

かかる状況からすれば、漁業者等影響を受ける市民や関係者の多くが海洋放出に慎重な意見を述べているのは当然である。これまで多大な被害を受けてきた原発事故被害者に対し、今回の海洋放出により更に被害を深刻化させることがあってはならない。

そして、安全性に対する疑問もさることながら、社会的経済的問題の側面も踏まえて、原発事故被害者には常に配慮した方策がとられなければならないことを忘れてはならない。

国及び東京電力は、福島第一原発によって発生した汚染水等の処理について、海洋への放出ではなく他の方法を検討すべきであり、当連合会は、海洋放出することについて反対する。

※ 以上は、日弁連HPより抜粋しました。

全文は、日弁連HPをご覧ください。

確定申告で税金が戻る？かも

皆さんは、『収入が年金だけだから確定申告は関係ない。』と思っていないですか？

年金(雑)所得の他に何らかの所得があっても、年金所得以外の所得の合計額が20万円以下であれば、公的年金の支払金額が400万円以下の方は、確定申告をする必要はありません。

ですが、医療費や薬代を一定金額以上支払った場合、確定申告をすると当該年の源泉所得税から該当分税金の還付や、翌年度住民税の所得から控除される場合があります(給与だけの方も確定申告ができます)。

確定申告は、税務署や市町村役場と国税庁HPで出来ます。詳しくは、税務署・市町村役場の窓口や国税庁HPで！

◇ 医療費控除とは ◇

● 控除対象の医療費等は？

2021年1月～12月に支払った医療費等で、次のようなものが該当します。

- 医療機関等に支払った治療費、入院費、薬代など。※ 健康診断は対象外。
- 通院費(公共交通機関、タクシー)

● 医療費等の計算は？

医療保険者からの医療費通知や医療機関等の領収書を、各人及び医療機関・薬局ごとに集計し「明細書」を作成します。

※ 扶養控除対象に関係なく同居親族の医療費等を合算できますから、世帯で

源泉所得税額が一番多い方が医療費控除をすると得です。

● 補てんされる金額とは？

高額療養費、生命保険から支給される入院給付金などです。

● 医療費控除額の計算は？

【支払った医療費等の金額】 - 【保険金等で補てんされた金額】 - 【10万円または所得金額の5%】 = 医療費控除額

● 年金(雑)所得金額の計算は？

公的年金の源泉徴収票で算出する。

「支払金額」 - 「公的年金等控除額」 = 所得金額

★ 公的年金等控除額

年齢	支払金額	控除額
65歳以上	330万円以下	110万円
65歳未満	110万円以下	60万円

※ 支払金額が上記の金額を超える場合は、控除額も増えます。

● 確定申告書は自宅で作ろう！

パソコンでインターネットを利用していらっしゃる方は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成・印刷し所轄税務署へ郵送します。自宅で都合の良い時に出来ますので、込みあう申告相談会場へ行く必要が無く、便利です。

※ 作成方法等は「国税庁HP」で！！

= つぶやき =

「節分」は、文字どおり「季節を分ける。」ことを意味し、立春・立夏・立秋・立冬の前日の年に4回あるとのこと。

古くから立春の前日は「年越しの日」とされ、豆をまき、邪気を払う行事がおこなわれてきました。

昨今は、大きな声で豆をまく家庭が少なくなった気がします。こういった季節の行事を大切にしましょう。

『2月は、豆まきで酒が飲めるぞ〜♪』がいいな……ン？
(hv M-H)